（業務規程の記載事項）

第三十九条　法第六十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　設備導入促進業務を行う時間及び休日に関する事項

二　設備導入促進業務を行う事務所の所在地

三　リース保険契約の締結の手続に関する事項

四　リース保険契約の内容に関する事項

五　保険料その他設備導入促進業務に関する料金（以下「保険料等」という。）の収納の方法に関する事項

六　リース保険契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理に関する事項

七　リース保険契約の引受けに係る審査に関する事項

八　保険金の支払に関する事項

九　保険料等及び責任準備金の算出方法に関する事項

十　設備導入促進業務の実施体制に関する事項

十一　法第六十八条の帳簿（第四十四条、第四十八条第一号及び第五十条第二項において単に「帳簿」という。）その他の設備導入促進業務に関する書類の管理及び保存に関する事項

十二　設備導入促進業務に関する秘密の保持に関する事項

十三　リース保険契約に関する苦情及び紛争の処理に関する事項

十四　区分経理の方法その他の経理に関する事項

十五　第四十五条第二項の規定による支払備金の積立てを行う場合にあっては、その計算方法に関する事項

十六　設備導入促進業務の公正かつ的確な実施を確保するための措置に関する事項

十七　その他設備導入促進業務の実施に関する事項

（事業計画等の認可の申請等）

第四十条　設備導入促進法人は、法第六十五条第一項前段の規定により事業計画及び収支予算の認可を受けようとするときは、様式第十八による申請書に次に掲げる書類を添えて、毎事業年度開始の日の一月前までに（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、これを経済産業大臣に提出しなければならない。

一　事業計画書

二　収支予算書

三　前事業年度の予定貸借対照表

四　当該事業年度の予定貸借対照表

五　前二号に掲げるもののほか、収支予算書の参考となる書類

2　設備導入促進法人は、法第六十五条第一項後段の規定により事業計画又は収支予算の変更の認可を受けようとするときは、様式第十九による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、収支予算の変更が前項第四号又は第五号に掲げる書類の変更を伴うときは、当該変更後の書類を添付しなければならない。

（事業報告書等の提出）

第四十一条　設備導入促進法人は、法第六十五条第二項の規定により事業報告書及び収支決算書を経済産業大臣に提出するときは、貸借対照表を添付しなければならない。

2　前項の収支決算書及び貸借対照表については、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けたものでなければならない。

（区分経理の方法）

第四十二条　設備導入促進法人は、法第六十六条第一号及び第二号に掲げる業務に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務ごとに区分して経理しなければならない。

（責任準備金の積立て）

第四十三条　設備導入促進法人は、毎事業年度末において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を責任準備金として積み立てなければならない。

一　普通責任準備金　収入保険料を基礎として、未経過期間（リース保険契約に定めた保険期間のうち、当該事業年度末において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する責任に相当する額として計算した金額

二　異常危険準備金　リース保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額

（帳簿の記載）

第四十四条　法第六十八条の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　法第六十一条第二項第一号のリース保険契約に係る次に掲げる事項

イ　リース保険契約の申込みを受けた年月日

ロ　リース保険契約を締結した年月日

ハ　リース保険契約の保険証券の番号

ニ　リース業者の氏名又は名称及び連絡先

ホ　保険料等の額

ヘ　リース保険契約に基づく損害の**塡**補の内容及び保険金の額

ト　リース保険契約の期間

二　法第六十一条第二項第一号のリース保険契約に基づく保険金の支払に係る次に掲げる事項

イ　保険金の支払に係るリース保険契約の保険証券の番号

ロ　保険金の支払の原因となった事由の発生の年月日

ハ　保険金の支払の原因となった事由の内容

ニ　保険金を支払った年月日及びその額

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ設備導入促進法人において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって帳簿への記載に代えることができる。

3　設備導入促進法人は、帳簿（前項の規定による記録がされた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）を、設備導入促進業務の全部を廃止する日まで保存しなければならない。

（支払備金の積立て）

第四十五条　設備導入促進法人は、毎事業年度末において、次に掲げる金額を支払備金として積み立てなければならない。

一　リース保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金及び返戻金（当該支払義務に係る訴訟が係属しているものを含む。）のうち、設備導入促進法人が毎事業年度末において、支出として計上していないものがある場合は、当該支払のために必要な金額

二　前号に規定するもののほか、リース保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金及び返戻金の支払のために必要と認められる金額

2　設備導入促進法人の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ないと認められる事情がある場合には、前項の規定にかかわらず、同項第二号に規定する保険金及び返戻金については、一定の期間を限り、業務規程に規定する方法により計算した金額を支払備金として積み立てることができる。

（資産の運用方法）

第四十六条　設備導入促進法人は、次に掲げる方法により、保険料として収受した金銭その他の資産の運用を行わなければならない。

一　国債、地方債、特別の法律により法人の発行する債券で政府が保証するものの取得

二　銀行への預金

三　信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。）への金銭信託で元本補**塡**の契約があるもの